

第二次日野市ユニバーサルデザイン まちづくり推進計画

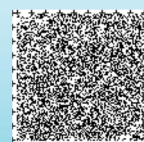
日野市移動等円滑化促進方針 第三次日野市バリアフリー基本構想

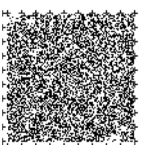
概要版



～ハード・ソフト・ハートが連携するまち～
日野市

2022年3月





ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために



市では 2009 年に日野市ユニバーサルデザイン推進条例を制定し、本条例に基づく日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画を 2012 年に策定しました。これにより市内の公共交通や道路、建築物、信号機等のハード面のバリアフリー改修のみならず、市役所窓口へ筆談器等を配置するソフト的な取り組みやさまざまな障害特性への理解向上のための心のバリアフリーに関するハートの取り組みも着実に実施して参りました。



さらに現在、我が国では人口減少と超高齢化が進んでおり、ここ日野市においてもその流れを免れることはできません。また、障害者等が感じる不自由は、社会にあるさまざまな障壁(バリア)によるものであり、そのバリアを取り除くことは社会の責任です。このため、能力、年齢、国籍などを問わずに「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念に沿ったまちづくりをより一層進めていくことが求められています。

これらの背景を踏まえつつ、これまでの取組を継続するため、またバリアフリー法の新たな制度を取り入れるために推進計画を改定する運びとなりました。加えて、本計画で位置付けている第三次日野市バリアフリー基本構想において重点整備地区の一部拡大など現状に沿った見直しを行ったものであります。

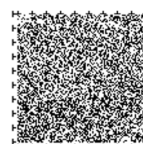
本計画の策定にあたり、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会の委員の皆様にご審議いただき多岐にわたるご意見を頂戴いたしました。また、アンケートやヒアリングにご協力くださいました車いす使用者、高齢者、視覚障害者、生活支援、聴覚障害者の各団体及び知的障害者相談員の皆様、並びに子育て中や日本語教室に通われている皆様に心より感謝申し上げます。

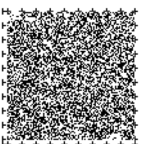
また、個別のバリアフリー事業を位置づけさせていただきました市内の民間等の建築物管理者、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者の皆様および国土交通省、東京都、東京都公安委員会の皆様のご参画にも厚く御礼申し上げます。

今後も、皆様との諸力融合により、だれもが自由に行動し、あらゆる活動に参加できるような環境整備を進め、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して参ります。

令和 4 年(2022 年) 3 月

日野市長 大坪 冬彦





I ユニバーサルデザインまちづくり推進計画改定の背景

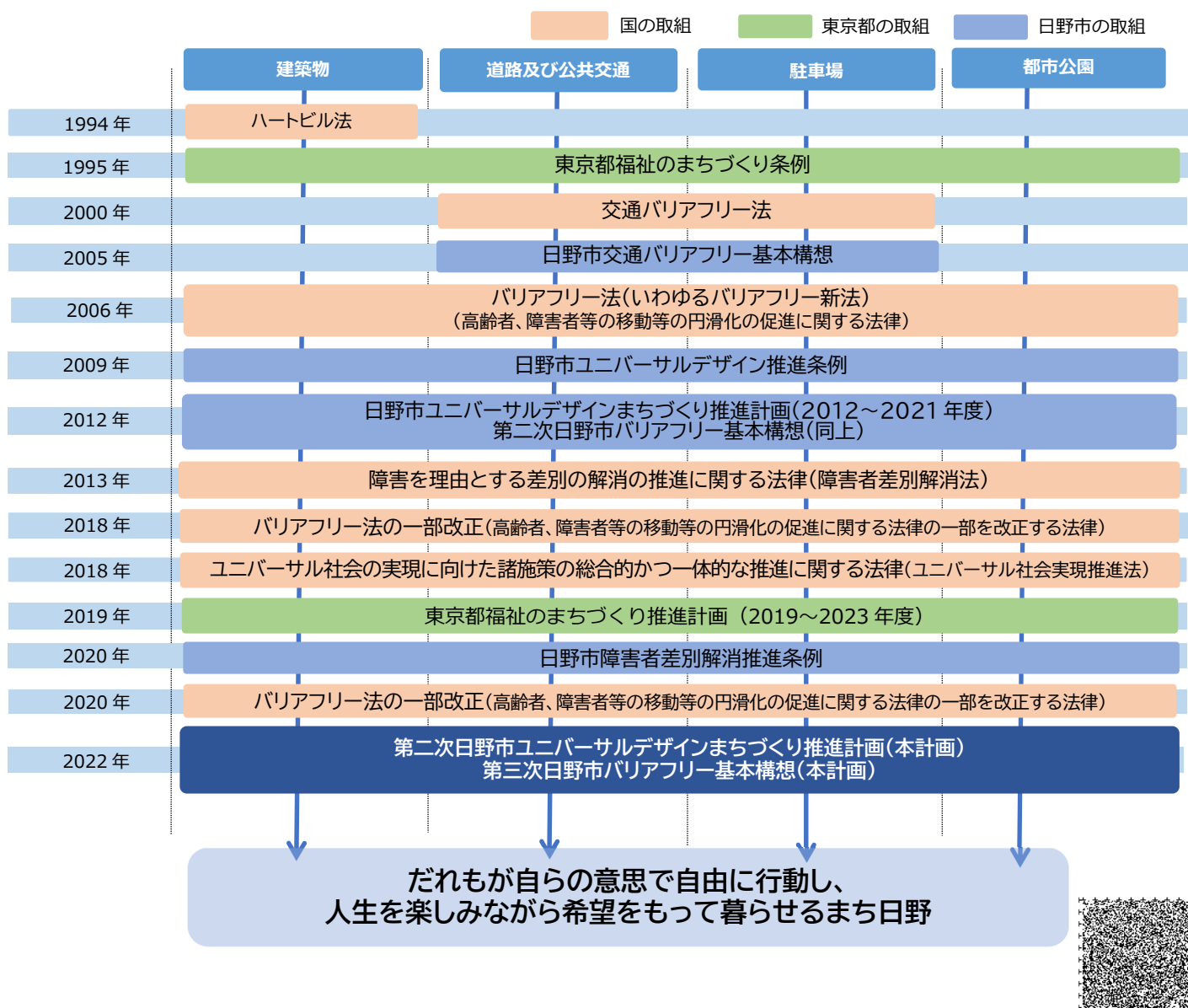
1 ユニバーサルデザインまちづくりの位置づけと見直しの目的

本計画は、「市民だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望をもって生きられるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくこと」を目的として策定するものです。

本市では、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために 2009 年に『日野市ユニバーサルデザイン推進条例(以下「UD 推進条例」と表記)』を施行、2012 年には、同条例に基づき『日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画(以下「UD 推進計画」と表記)』及び重点整備地区におけるバリアフリー化の具体事業を示した『第二次日野市バリアフリー基本構想』(以下「旧基本構想」と表記)』を策定するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んできました。

UD 推進計画の策定後、国のバリアフリー法の改正や、高齢化のますますの進展、障害者差別解消法の制定など、バリアフリーを取巻く状況も変化していることから、これまでの取組を検証するとともに、2019 年に策定された「日野市まちづくりマスタープラン」等の上位計画と整合を図りながら、今回 UD 推進計画を見直すこととしました。

国、東京都、本市におけるバリアフリーに関するこれまでの取組



2 旧バリアフリー基本構想の達成状況

旧バリアフリー基本構想策定以降、駅などの旅客施設、車両等、道路、信号機等、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化が着実に進んでいますが、設定した 7 つの重点整備地区(p-7 参照)のうち、南平駅周辺地区、平山城址公園駅周辺地区、市役所周辺地区において達成率が低く、引き続きバリアフリー化に取り組んでいます。

1. 特定事業別の進捗状況

※2020 年度末時点(単位:%)

最も進捗率が高い事業は「公共交通特定事業」で 100%、次いで「交通安全特定事業」(96.3%)、「建築物特定事業」(70.4%)となっています。一方、「道路特定事業」は 54.3%と、全体計画事業数の半分の進捗率にとどまっており、「都市公園特定事業」の進捗率は 0%となっています。

	計画事業数	実施事業数	進捗率
道路特定事業	322	175	54.3
公共交通特定事業	51	51	100
交通安全特定事業	54	52	96.3
都市公園特定事業	13	0	0
建築物特定事業	223	157	70.4
合計	663	435	65.6

2. 重点整備地区別にみる特定事業の進捗状況

「豊田駅周辺地区」のほか、旧バリアフリー基本構想策定時に重点整備地区に追加指定した「南平駅周辺地区」「平山城址公園駅周辺地区」及び「日野市役所周辺地区」の進捗率、特にそれらの道路特定事業の進捗率が低い状況です。

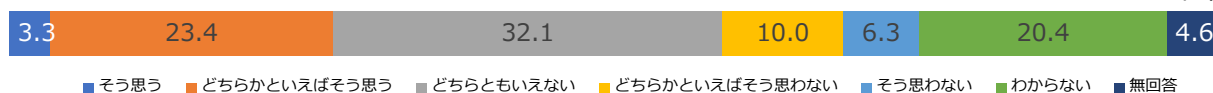
※2020 年度末時点(単位:%)

	日野	豊田	高幡不動	百草園	南平	平山城址	市役所	全地区平均
道路特定事業	67.6	48.9	89.8	61.5	27.3	29.4	12.5	54.3
公共交通特定事業	100	100	100	100	100	100	—	100
交通安全特定事業	100	93.3	100	—	66.7	100	100	96.3
都市公園特定事業	0	0	0	—	—	—	0	0
建築物特定事業	68.3	72.4	66.7	52.4	100	86.7	66.7	70.4
合計	71.3	61.5	80.6	61.5	53.7	57.4	50.0	65.6

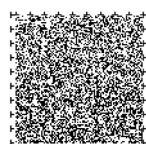
3. 市民の意識

※出典:日野市市民意識調査(2021 年)

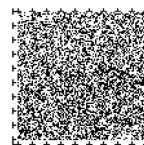
- 「公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化が進んでいますか」という問いに対して、「そう思う」が 3.3%、「どちらかといえばそう思う」が 23.4%、合わせて 26.7%と 4 人に 1 人が肯定的回答をされていますが、逆に 4 人に 3 人はバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化についてあまり進んでいないと感じているようです。



- 「駅やその周辺等のバリアフリー化は充実していますか」という問いに対して、「そう思う」が 4.6%、「どちらかという」と「そう思う」が 26.8%、合わせて 31.4%と、公共施設等のバリアフリー化に対する回答とほぼ同様の割合となっています。



3 改定の視点



本計画の改定の視点は以下の2つです。

1. バリアフリー法の改正等への対応

2018年にバリアフリー化をより一層進めるため、バリアフリー法が一部改正され、バリアフリー化の取組の基本理念として「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」が明記されました。また、これまでのバリアフリー基本構想制度に加えて、市区町村がバリアフリーの方針として“移動等円滑化促進方針(マスタープラン)”を定める制度が創設され、鉄道駅を中心とした地区や市役所等高齢者や障害者等が利用する施設が集まった地区における面的・一体的なバリアフリー化の推進が明記されました。

また、2020年の一部法改正により、基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」が追加され、ハードのみならずソフト・ハートにおけるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の推進がより一層求められています。

2. 実態に即したバリアフリー基本構想への更新

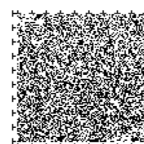
旧基本構想で設定した重点整備地区※の境界に隣接し延床面積 500 m²以上の店舗や病院の立地があり、今後も新たな施設の建築が考えられること。また、2022年春に南平体育館の建替えが完了し施設利用の開始が予定されていたりするなど、旧基本構想策定時以降に建築された新たに追加されるべき生活関連施設※があることから、その施設の追加に伴う重点整備地区の一部拡大、それら生活関連施設同士をつなぐ生活関連経路※に関して「更新」「適正化」の2つの視点による見直しを行います。

バリアフリー法で使用される用語解説

重点整備地区：生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われ、バリアフリー化に関する事業を重点的かつ一体的に実施することをめざすために設定した地区

生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、文化施設、病院、商業施設など

生活関連経路：生活関連施設 相互を接続する経路





Ⅱ ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針 (移動等円滑化促進方針)

1 目指すまちの姿

だれもが自らの意思で自由に行動し、
人生を楽しみながら希望を持って暮らせるまち日野

めざすまちの姿を「市民だれも※が自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加することを通じて、人生を楽しみながら希望を持って暮らせるまち日野」とし、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

※「だれも」とは：能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々のことで、障害者、高齢者に限らず、ベビーカーを使う子育て中の親、身体の一部に障害のある人、妊婦や怪我をしている人などのことで、「すべての人」を指します。

2 目指すまちの姿を実現するための3つの基本目標

目指すまちの姿を実現するために、以下の3つの基本目標を設定し、事業者や市民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めていきます。

基本目標1 安心して上を向いて歩けるまち～移動に係るユニバーサルデザイン化の更なる推進～

すべての人が、災害時も含めて安全で安心して快適に移動できるよう、駅や市役所を中心とした地区、その他の地区において、道路等移動に係るユニバーサルデザイン化を推進します。また、川沿い等においても連携して移動に係る連続したユニバーサルデザイン化を進めます。

【UD まちづくりと関連する SDGs】



3.8 すべての人に質の高い保健サービス及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する



10.2 2030年までに年齢、性別、障害等に関係なく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する
10.3 差別的な法律や慣行等の撤廃、適切な関連法規等の促進を通じて、機会均等を確保し、成果の不公平を是正する



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

基本目標2 人・地域・つながりを育むまち～施設の利用に係るユニバーサルデザイン化の更なる推進～

すべての人が安全で安心して暮らし、行きたいところにストレスなく行くことができるよう、利用者の視点に立って建築物や駅舎等のユニバーサルデザイン化をより一層進めます。

【UD まちづくりと関連する SDGs】



9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する



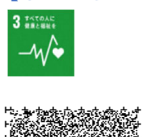
11.2 2030年までに交通の安全性改善により、すべての人に安全・安価・容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
11.3 2030年までに持続可能な都市化を促進し、人間居住計画・管理の能力を強化する
11.7 2030年までにすべての人々に安全かつ利用が容易な緑地や公共空間への普遍的アクセスを提供する



基本目標3 ハード・ソフト・ハートが連携するまち～UD推進条例と情報・心のバリアフリーの更なる推進～

市民・行政・交通事業者など各主体が協力し、さまざまな特性の理解促進や適正利用の啓発、必要な行動を促す「心のバリアフリー」を推進していきます。また、誰もが必要な情報を適切かつ容易に入手できるよう情報提供していきます。

【UD まちづくりと関連する SDGs】



4 質の高い教育をみんなに
4.7 2030年までに、持続可能な開発のために必要な知識と技能を習得できるようにする
4.a 子ども、障害等に配慮した安全で効果的な学習環境を提供できるようにする



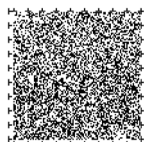
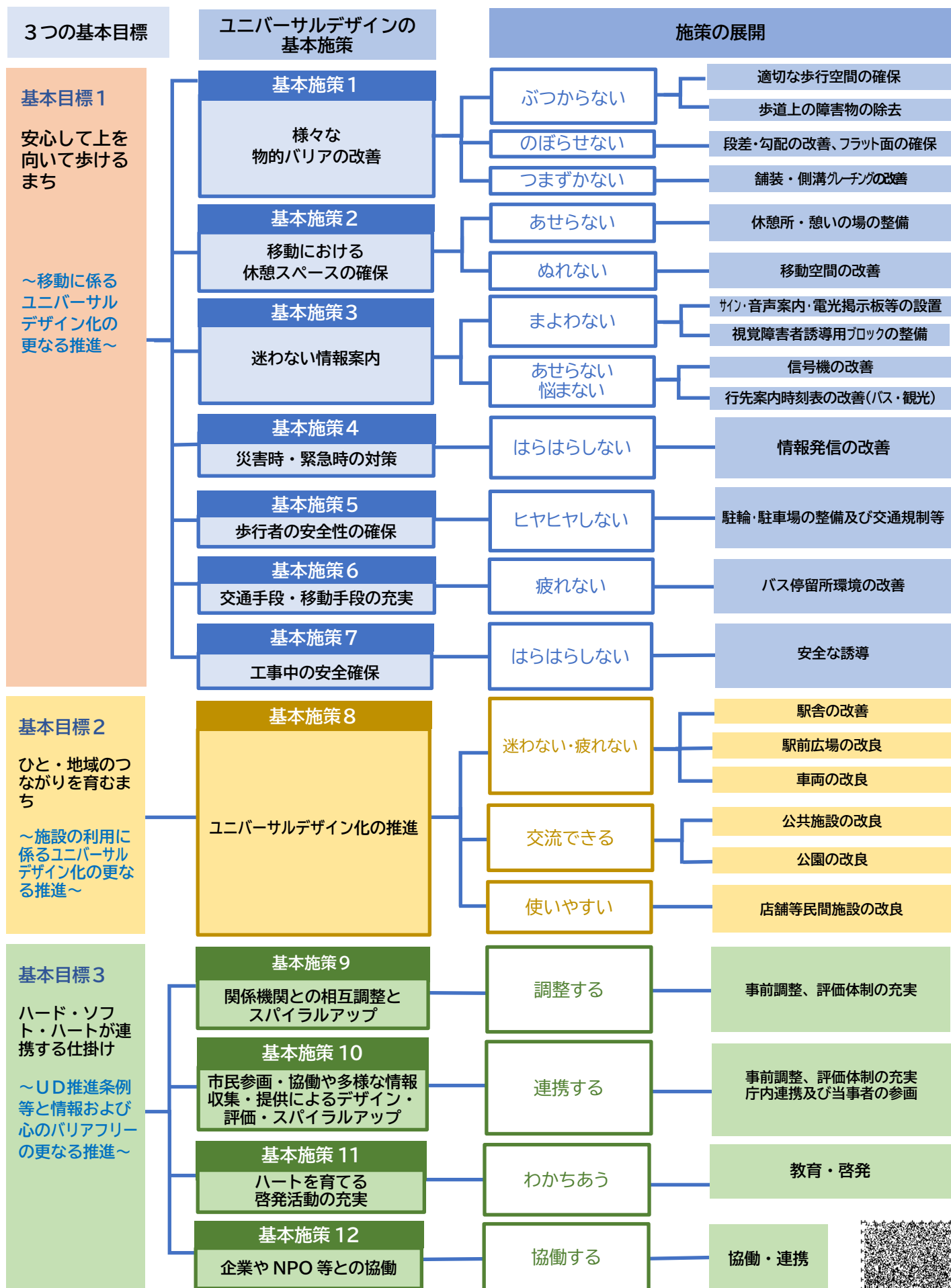
5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する



16.7 あらゆるレベルにおいて、対应的、包摂的で公正な意思決定を確保する
16.b 持続可能な開発のための公正な法規及び政策を推進し実施する



3 ユニバーサルデザインまちづくりを推進する12の基本施策



4 重点整備地区(移動等円滑化促進地区)と生活関連経路

1. 重点整備地区(移動等円滑化促進地区)の設定

本市では、2012年に策定した旧基本構想により7つの重点整備地区を設定し、生活関連経路等の一体的なバリアフリー化に取り組んできました。この間、バリアフリー化は一定程度進みましたが、道路特定事業や都市公園特定事業の進捗が特に低い状況となっています。そのため、本改定では7地区を引き続き「重点整備地区」として継続するとともに、改正バリアフリー法で新たに設定された「移動等円滑化促進地区」を重ねて位置付け、バリアフリー化の更なる推進を図ります。

なお、多摩都市モノレール駅周辺地区については、すべての駅舎にエレベーターが設置される等、すでにバリアフリー化がなされていること、また、駅周辺はモノレールの整備にあわせた基盤整備事業により、歩道の有効幅員の確保や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリー化が進められていることから、重点整備地区(移動等円滑化促進地区)に位置付けないこととします。

重点整備地区選定一覧

(●:整備済又は完了 ○:整備中、施行中 ×:未整備 -:整備の必要性なし)

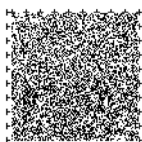
区分	駅・地区	2019年度の乗降客数(人/日) ※1	バス路線乗り入れ系統数	駅舎のバリアフリー化					基盤整備状況 ※2	高齢化率(%) ※3	生活関連施設数 ※4
				駅舎内			駅舎外				
				エレベーター	エスカレーター	バリアフリートイレ	エレベーター	エスカレーター			
重点整備地区	JR 日野駅周辺	53,832	14	●	—	●	—	—	●	22.0	62
	JR 豊田駅周辺	71,436	北口：8 南口：3	●	●	●	●	● 南口	北：● 南：○	25.2	43
	京王高幡不動駅周辺	58,426	18	●	●	●	●	●	●	19.5	41
	多摩モノレール高幡不動駅	26,148		●	●	●	●	●			
	京王百草園駅周辺	7,620	2	●	●	●	●	● 南口	●	23.7	37
	京王南平駅周辺	10,722	2	●	●	●	● 南口	● 南口	×	19.2	42
	京王平山城址公園駅周辺	8,402	3	●	—	●	—	—	●	20.4	19
	日野市役所周辺	—	5	—	—	—	—	—	●	24.8	35
その他	京王多摩動物公園駅	6,073	1	●	●	●	—	—	●	35.1	39
	多摩モノレール多摩動物公園駅	2,308		●	●	●	●	●	●		
	多摩モノレール甲州街道駅	9,087	1	●	●	●	●	●	○	20.6	23
	多摩モノレール万願寺駅	8,108	3	●	●	●	●	●	●	15.7	23
	多摩モノレール程久保駅	1,628	1	●	●	●	●	●	●	28.9	27

※1:とうけい日野

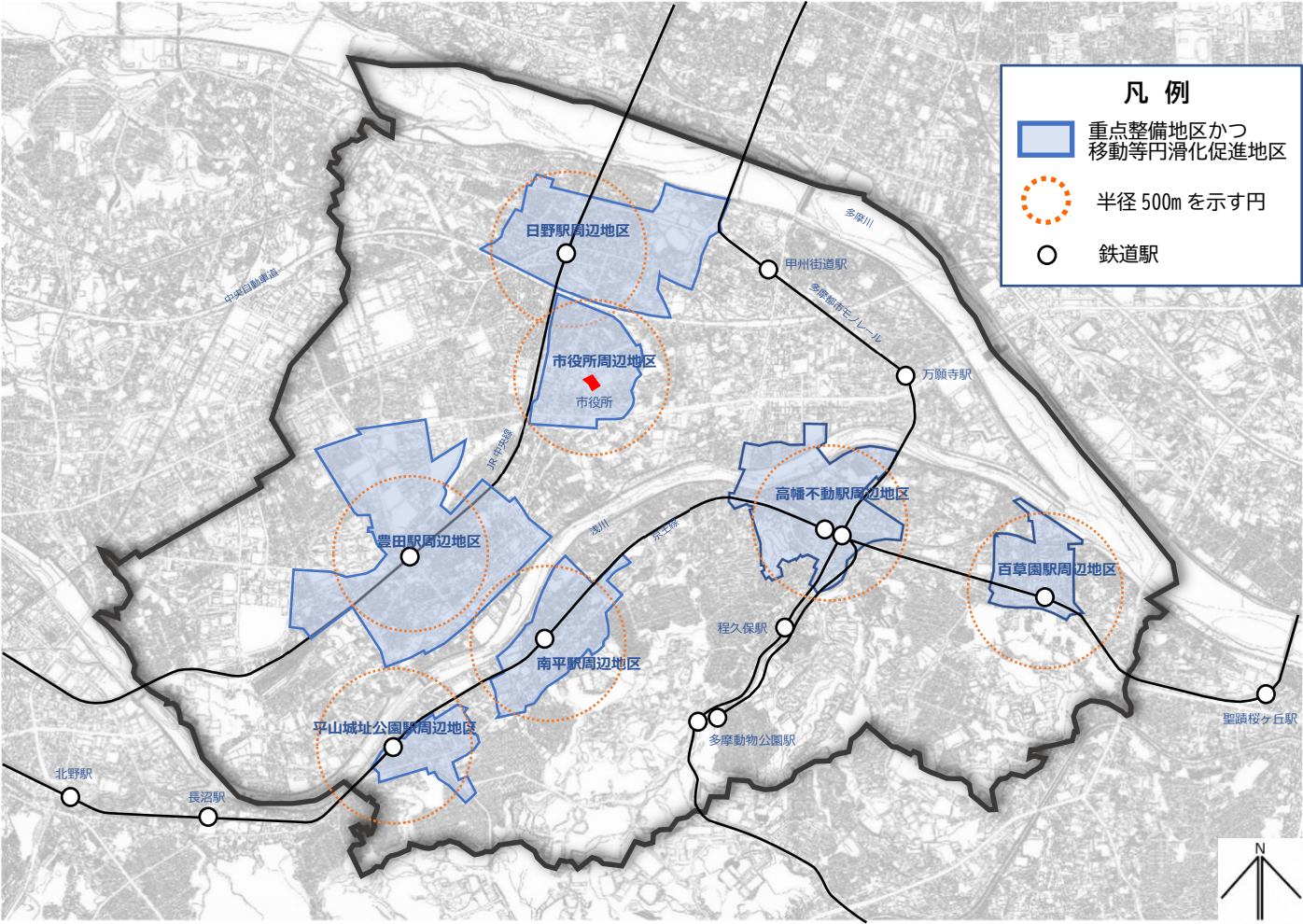
※2:駅周辺の土地区画整理事業や宅地開発事業等基盤整備の状況

※3:令和3年1月1日現在の住民基本台帳より。駅から概ね500mに含まれる町丁目から算定。

※4:学校、病院、興行施設、店舗、宿泊施設、官公庁、福祉施設、運動施設、文化施設、公衆浴場等



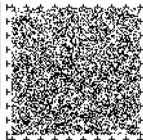
7つの重点整備地区(移動等円滑化促進地区)は下図の通りです。



2. 生活関連施設の設定

今回改定した基本構想における生活関連施設は、以下の通りです。

UD 推進条例の対象となる施設				本計画で生活関連施設とする施設とその条件
都市施設			特定都市施設	
1 学校等施設	学校、幼稚園、その他これらに類する施設	すべて	すべて	特別支援学校又は特別支援学級のうち固定学級のある学校※1
2 医療等施設	病院又は診療所、助産所、施術所又は薬局	すべて	すべて	病院※2
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場、その他これらに類する施設	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上	—
4 集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるもの）、公会堂	すべて	すべて	交流センター、公会堂、公民館、広域的な利用が見込まれる集会所
	集会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積の合計が 200 ㎡以下のもの）	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上	
	公民館、その他これらに類する施設	200 ㎡以上	200 ㎡以上	
5 展示施設等	展示場、その他これらに類する施設	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上	—
6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべて	すべて	延床面積 500 ㎡以上の店舗
	卸売市場	2,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	—
7 宿泊施設	ホテル又は旅館、その他これらに類する施設	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上	—
8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて	すべて	すべて
	事務所（他の施設に付属するものを除く）	2,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	—



建築物	9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設	2,000 m ² 以上	—
	10 福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、その他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべて	高齢者の長期居住施設※3
				基幹児童館※4
				障害者が日常生活を送る施設※5
				その他、複合的な利用のある施設
	11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場、その他これらに類する施設	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上の体育館、その他これらに類する施設※6
	12 文化施設	博物館、美術館、又は図書館、その他これらに類する施設	すべて	すべて
	13 公衆浴場	公衆浴場	1,000 m ² 以上	—
	14 飲食店等	飲食店	すべて	—
		料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	1,000 m ² 以上	—
	15 サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む施設	すべて	郵便局※7
		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所		
		学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		
	16 工業施設	工場その他これらに類する施設	2,000 m ² 以上	—
	17 停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべて	—
	18 自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設	500 m ² 以上	—
		自動車修理工場、自動車洗車場	200 m ² 以上	—
		給油取扱所	すべて	—
		自動車教習所	1,000 m ² 以上	—
	19 公衆便所	公衆便所	すべて	—
	20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000 m ² 以上	—
	21 地下街	地下街その他これらに類する施設	2,000 m ² 以上	—
	22 複合施設	1～21 の施設の複合施設	2,000 m ² 以上	拠点的な施設※6
道路	道路	道路法による道路	すべて	—
公園	公園等	都市公園、児童公園、都立公園、その他都立及び市区町村立公園等	すべて	近隣公園以上
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留所、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて	鉄道駅
路外駐車場	路外の駐車場	路外の駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの	500 m ² 以上	公共駐車場

※1：日常的に障害児（者）が通学する施設を対象としました

※2：法律による病院（ベッド数 20 以上）を対象としました

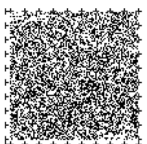
※3：自立型の長期居住施設（シルバーピア、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者住宅）で、入居人数 50 人以上の施設を対象としました（今回の改定での変更点）

※4：広域的な利用が見込まれる基幹型を設定。地域型と分室は除外しました

※5：施設定員が上位より累積 80%、かつ自主通所割合の高い施設を対象としました（本編巻末「参考資料」を参照）

※6：本計画で新たに生活関連施設とした条件（考え方）を示しています

※7：日常生活に密着した施設であると判断しました



3. 生活関連経路の設定

① 生活関連経路の考え方

バリアフリー法では、生活関連経路は、以下のように定義されています。

■生活関連施設相互間を接続する経路

② 生活関連経路の選定の考え方

生活関連経路は以下の考え方にに基づき選定しました。

- 生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるように選定する
- 利用頻度が高い経路、歩行者交通量が多い経路を優先的に選定する
- 事業の実施見込みに関わらず選定する

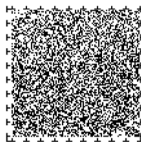
③ 生活関連経路の区分

生活関連経路は、駅と施設間、施設と施設間を結ぶ経路のうち主要な経路を A、主要な経路ではないが、選択性・回遊性の観点から必要な経路を B とし、「歩道のあるなし及び移動等円滑化基準での整備の可能性」によって、それぞれを生活関連経路ⅠとⅡに区分します。

◇生活関連経路の考え方

区分1	考え方	区分2	整備内容	優先順位
A 主要な経路	駅と施設間、施設と施設間を結ぶ経路のうち主要な経路	生活関連経路Ⅰ ———	・歩道がある(できる)道路 ・移動等円滑化基準で整備する道路	①
		生活関連経路Ⅱ	・歩道のない道路 ・歩行者の安全性を高める道路	
B 選択性、回遊性の経路	主要な経路ではないが、選択性、回遊性の観点から必要な経路	生活関連経路Ⅰ ———	・歩道がある(できる)道路 ・移動等円滑化基準で整備する道路	②
		生活関連経路Ⅱ	・歩道のない道路 ・歩行者の安全性を高める道路	
C 旧基本構想で位置付けた経路(A,Bを除く)	旧基本構想で位置付けた経路(A,Bを除く)	———		③

※具体的な生活関連経路については、各重点整備地区別バリアフリー基本構想を参照ください。



5 移動等円滑化の推進に係る施策の考え方

① 公共交通

ホームドアの計画的な整備推進、ユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入促進、多様な利用者の意見を取り入れる仕組みの構築に努めるとともに、既存設備や筆談ボード等の適切な維持管理を行います。



ホームと改札をつなぐエレベーター

② 道路

駅と施設間、施設と施設間を結ぶ生活関連経路において、基準や留意点を踏まえながら歩行者の安全性向上を進めるとともに、適切な維持管理を行います。



カラー舗装で歩行者の安全性が向上した単断面道路

③ 都市公園

生活関連施設として位置付けた公園において、段差解消等のバリアフリー化や、トイレ、ベンチ等の適切な維持管理を行います。

④ 建築物

生活関連経路と建築物出入口を結ぶ視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、スロープの整備、トイレの個別機能をピクトグラムで表すなど、施設案内サインの充実に努めます。



階段の脇に整備されたスロープ

⑤ 交通安全施設

音響式信号機や高齢者等感応信号機等の導入を進めるとともに、エスコートゾーンの整備や適切な維持管理、違法駐車行為の取締り強化や啓発活動を実施します。



追加整備されたエスコートゾーン

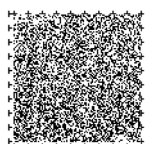
⑥ 教育啓発

公共交通利用者のマナー啓発、市職員への心のバリアフリー研修、公共・民間の施設管理者による特性理解促進のための従業員教育など心のバリアフリーを推進します。

⑦ 情報

必要な情報を適切かつ確実に得られるよう、バリアフリー情報の発信(バリアフリーマップ)やわかりやすい案内サイン(ピクトグラム)の設置を図ります。

◇ピクトグラム(絵文字)の例



バス/バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー/タクシーのりば
Taxi/Taxi stand



きっぷうりば/精算所
Tickets/Fare adjustment



お手洗
Toilets

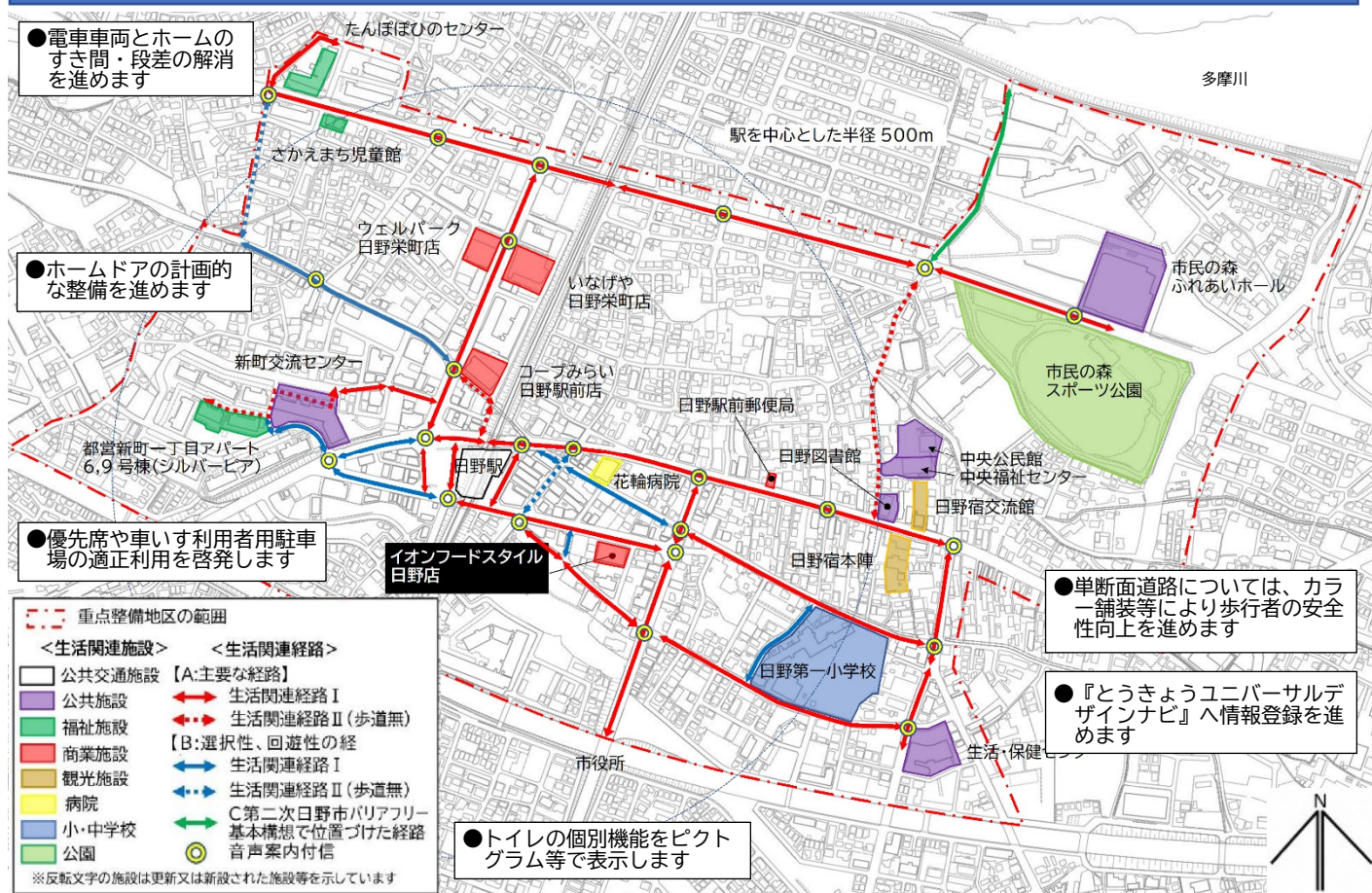


身体障害者・オストメイト・乳幼児
用の設備を備えています

Ⅲ 第三次日野市バリアフリー基本構想

重点整備地区7地区について、バリアフリー化の具体的な内容を基本構想としてまとめて、バリアフリー化を推進していきます。

1 日野駅周辺地区



【公共交通施設】

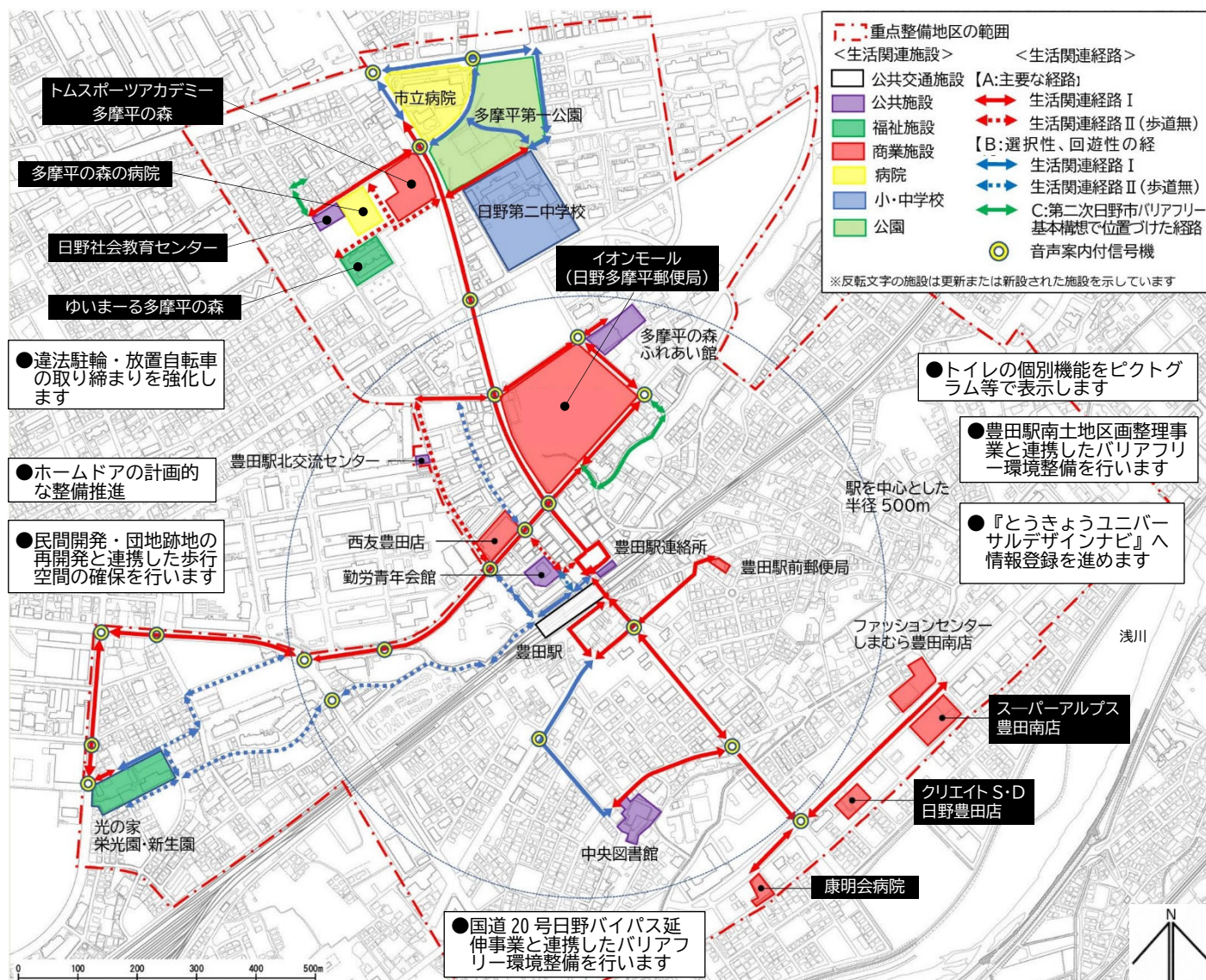
名称	施設管理者	平均乗降者数（人/日）
JR 日野駅	東日本旅客鉄道株式会社	53,832 人(2019 年度)

【公共施設、福祉施設その他の施設】

※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
学校等施設	日野第一小学校	特別支援固定学級あり(知的障害)
医療等施設	花輪病院	病床数: 60 床
集会施設	市民の森ふれあいホール	
	中央公民館	
	新町交流センター	
物品販売業を営む店舗等	ウェルパーク日野栄町店	
	いなげや日野栄町店	
	コープみらい日野駅前店	名称変更
	イオンフードスタイル日野店	新規追加施設
事務所	生活・保健センター	
福祉施設	中央福祉センター	
	都営新町一丁目アパート 6・9 号棟	シルバーピア(高齢者住宅)
	さかえまち児童館	基幹型児童館
	たんぽぽひのセンター	就労継続支援 B 型事業所
文化施設	日野図書館	
	日野宿交流館	
	日野宿本陣	
サービス店舗等	日野駅前郵便局	
公園	市民の森スポーツ公園	39,375 m ²

2 豊田駅周辺地区



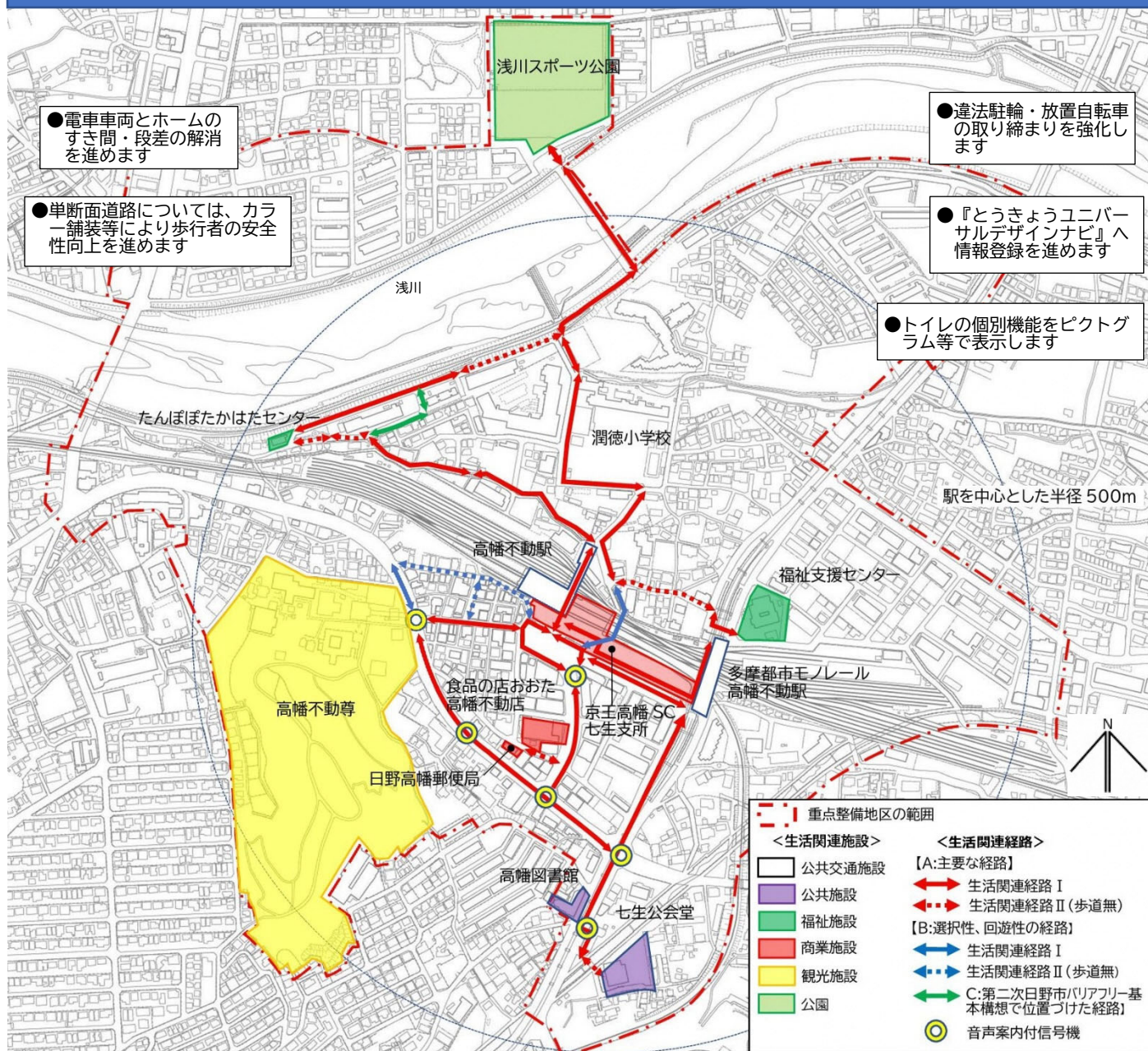
【公共交通施設】

名称	施設管理者	平均乗降者数(人/日)
JR 豊田駅	東日本旅客鉄道株式会社	71,436 人(2019 年度)

【公共施設、福祉施設その他の施設】 ※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
学校等施設	日野第二中学校	特別支援固定学級あり(自閉症・情緒障害)
医療等施設	市立病院	300 床
	多摩平の森の病院	新規追加施設 78 床
	康明会病院	新規追加施設 96 床
集会施設	多摩平交流センター	
	豊田駅北交流センター	
物品販売業を営む店舗等	ファッションセンターしまむら豊田南店	新規追加施設
	スーパーアルプス豊田南店	新規追加施設
	クリエイティブS・D 日野豊田店	
	西友豊田店	
事務所	勤労青年会館	
	豊田駅連絡所	
	ひの社会教育センター	移転し建替え
福祉施設	東京光の家 栄光園・新生園	入所支援 60 名、通所支援 20 名他
	サービス付き高齢者住宅 ゆいまーる多摩平の森	新規追加施設 入居者 64 人(32 戸)
運動施設又は遊戯場等	トムスポーツアカデミー多摩平の森	新規追加施設 リルセーヌ多摩平の森内
文化施設	中央図書館	
	多摩平図書館	
サービス店舗等	豊田駅前郵便局	
	日野多摩平郵便局	イオンモール内に併設
複合施設	イオンモール多摩平の森	新規追加施設
公園	多摩平第一公園	24,677 m ²

3 高幡不動駅周辺地区

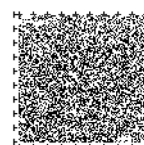


【公共交通施設】

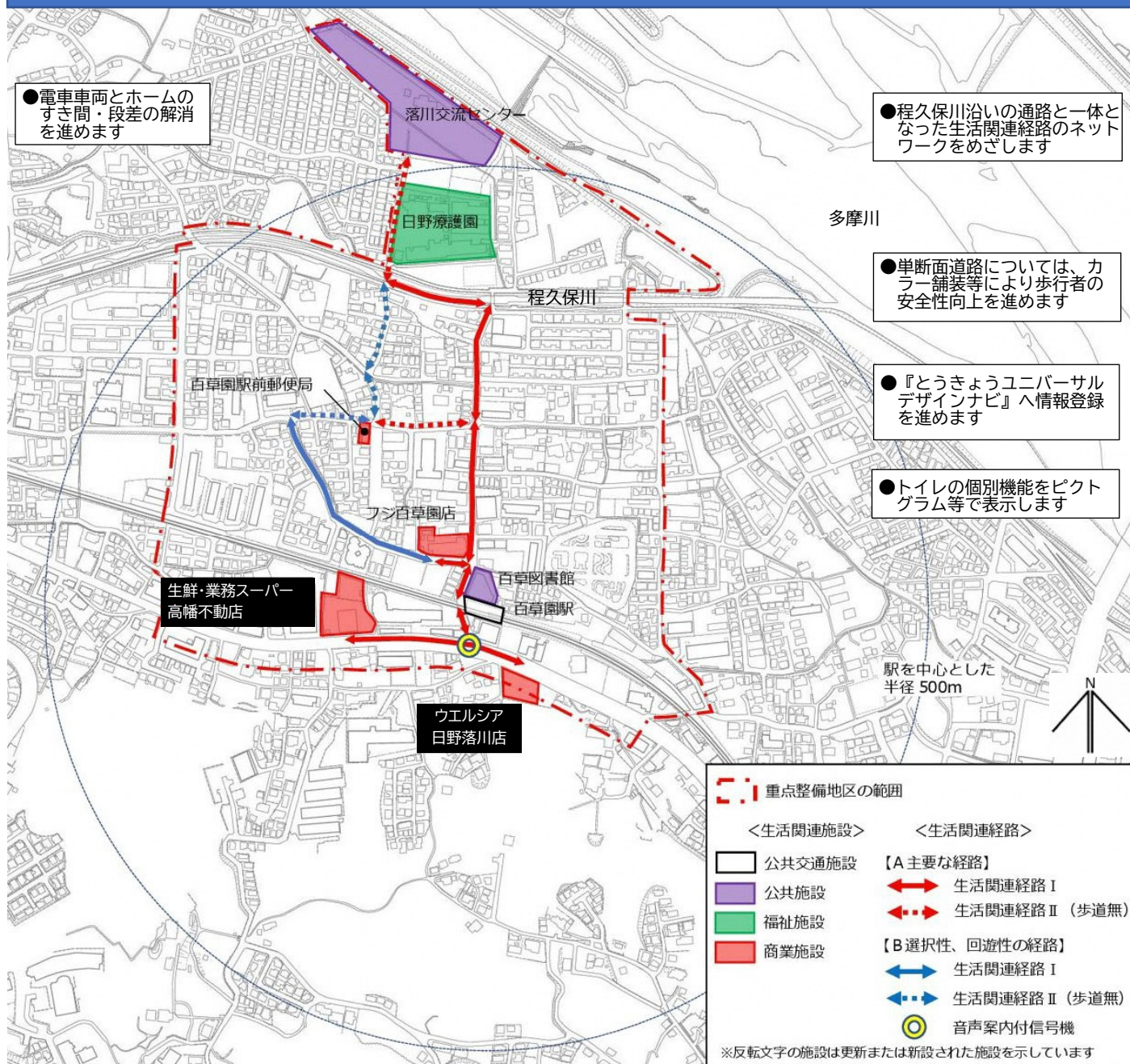
名称	施設管理者	平均乗降者数(人/日)
京王電鉄高幡不動駅	京王電鉄株式会社	58,426 人(2019 年度実績)
多摩都市モノレール高幡不動駅	多摩都市モノレール株式会社	26,148 人(2019 年度実績)

【公共施設、福祉施設その他の施設】※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
集会施設	七生公会堂	
物品販売業を営む店舗等	京王ストア高幡不動店 食品の店おおた高幡不動店	京王高幡ショッピングセンター内
事務所	七生支所	京王高幡ショッピングセンター内
福祉施設	福祉支援センター たんぽぽたかはたセンター	就労継続支援(B型)定員 40 人
文化施設	高幡図書館 高幡不動尊	
サービス店舗等	日野高幡郵便局	
公園	浅川スポーツ公園	18,950 ㎡



4 百草園駅周辺地区

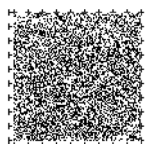


【公共交通施設】

名称	施設管理者	平均乗降者数(人/日)
京王電鉄百草園駅	京王電鉄株式会社	7,620人(2019年度実績)

【公共施設、福祉施設その他の施設】 ※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
集会施設	落川交流センター	
	フジ百草園店	
物品販売業を営む店舗等	生鮮・業務スーパー 高幡不動産	新規施設
	ウエルシア 日野落川店	新規施設
福祉施設	日野療護園	※2023年度に移転予定
文化施設	百草図書館	駅前複合ビル内
サービス店舗等	百草園駅前郵便局	



5 南平駅周辺地区

●電車車両とホームのすき間・段差の解消を進めます

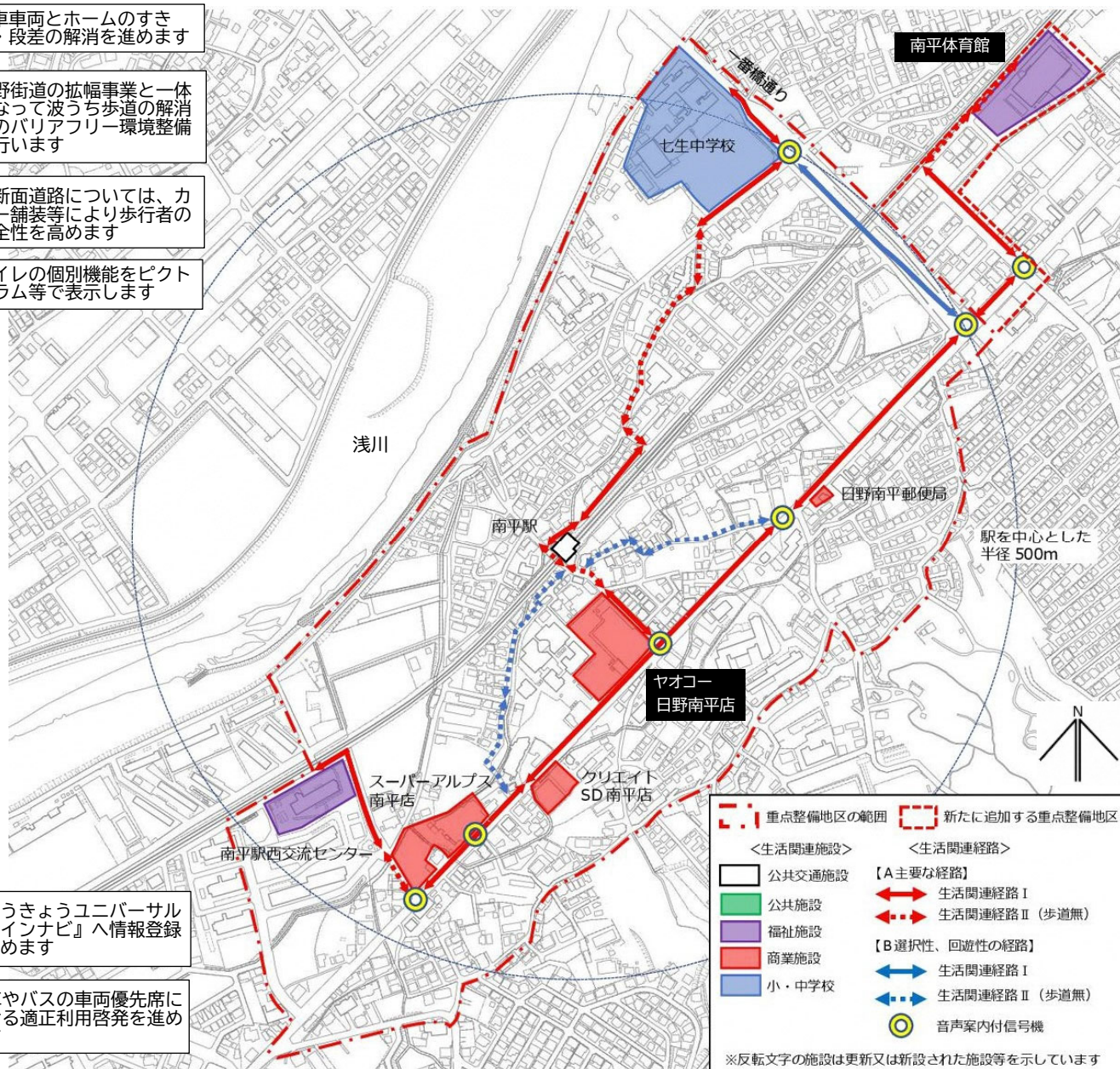
●北野街道の拡幅事業と一体となって波うち歩道の解消等のバリアフリー環境整備を行います

●単断面道路については、カラー舗装等により歩行者の安全性を高めます

●トイレの個別機能をピクトグラム等で表示します

●『とうきょうユニバーサルデザインナビ』へ情報登録を進めます

●電車やバスの車両優先席における適正利用啓発を進めます



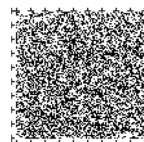
【公共交通施設】

名称	施設管理者	平均乗降者数(人/日)
京王電鉄南平駅	京王電鉄株式会社	10,722 人(2019 年度実績)

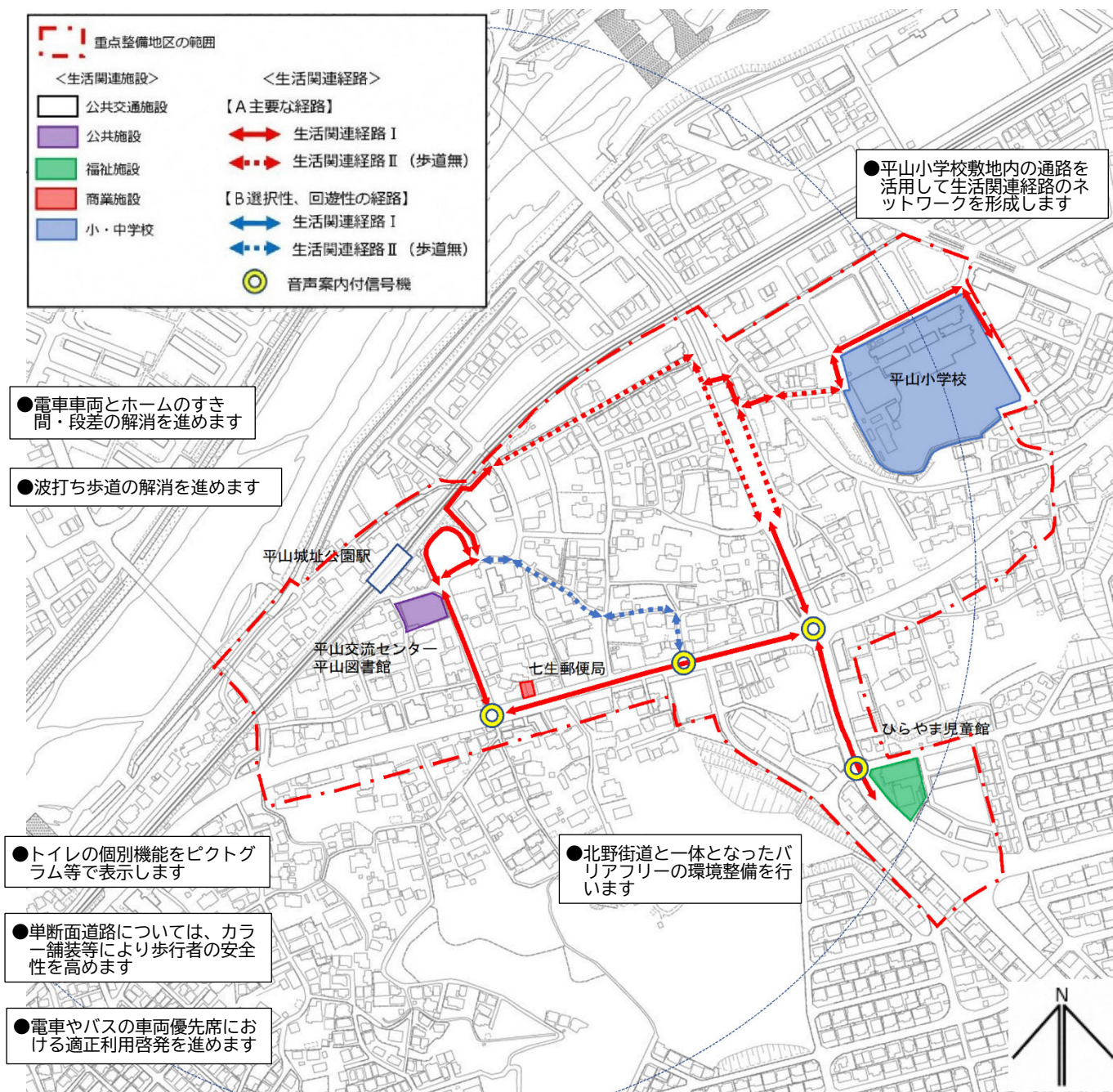
【公共施設、福祉施設その他の施設】

※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
学校等施設	七生中学校	特別支援固定学級(知的障害)
集会施設	南平駅西交流センター	
物品販売業を営む店舗等	スーパーアルプス南平店	建替え
	クリエイト SD 南平店	
	ヤオコー日野南平店	新規追加施設
運動施設又は遊戯場等	南平体育館	新規追加(令和 4 年 4 月開所)
サービス店舗等	日野南平郵便局	



6 平山城址公園駅周辺地区

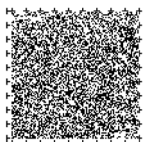


【公共交通施設】

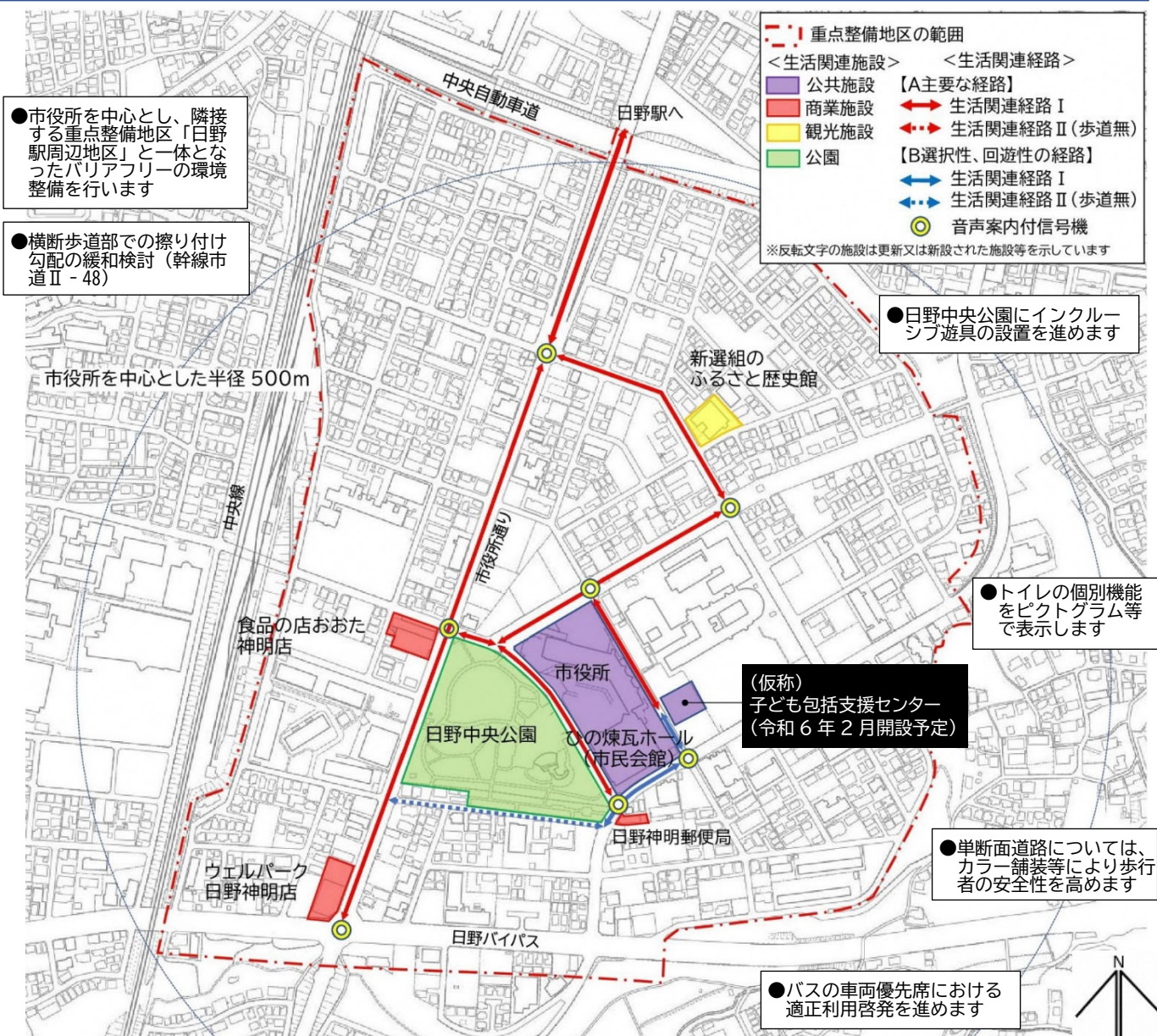
名称	施設管理者	平均乗降者数(人/日)
京王電鉄平山城址公園駅	京王電鉄株式会社	8,402 人(2019 年度)

【公共施設、福祉施設その他の施設】 ※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
学校等施設	平山小学校	
集会施設	平山交流センター	平山季重ふれあい館内
福祉施設	ひらやま児童館	
文化施設	平山図書館	平山季重ふれあい館内
サービス店舗等	七生郵便局	



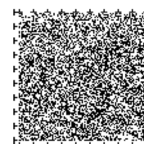
7 市役所周辺地区



【公共施設、福祉施設その他の施設】

※分類はUD推進条例の分類に準じています

分類	生活関連施設	備考
集会施設	ひの煉瓦ホール	市民会館
物品販売業を営む店舗等	食品の店おおた神明店 ウェルパーク日野神明店	
事務所	市役所	
文化施設	新選組のふるさと歴史館	
福祉施設	（仮称）子ども包括支援センター	令和6年2月開設予定
サービス店舗等	日野神明郵便局	
公園	日野中央公園	22,849 m ²

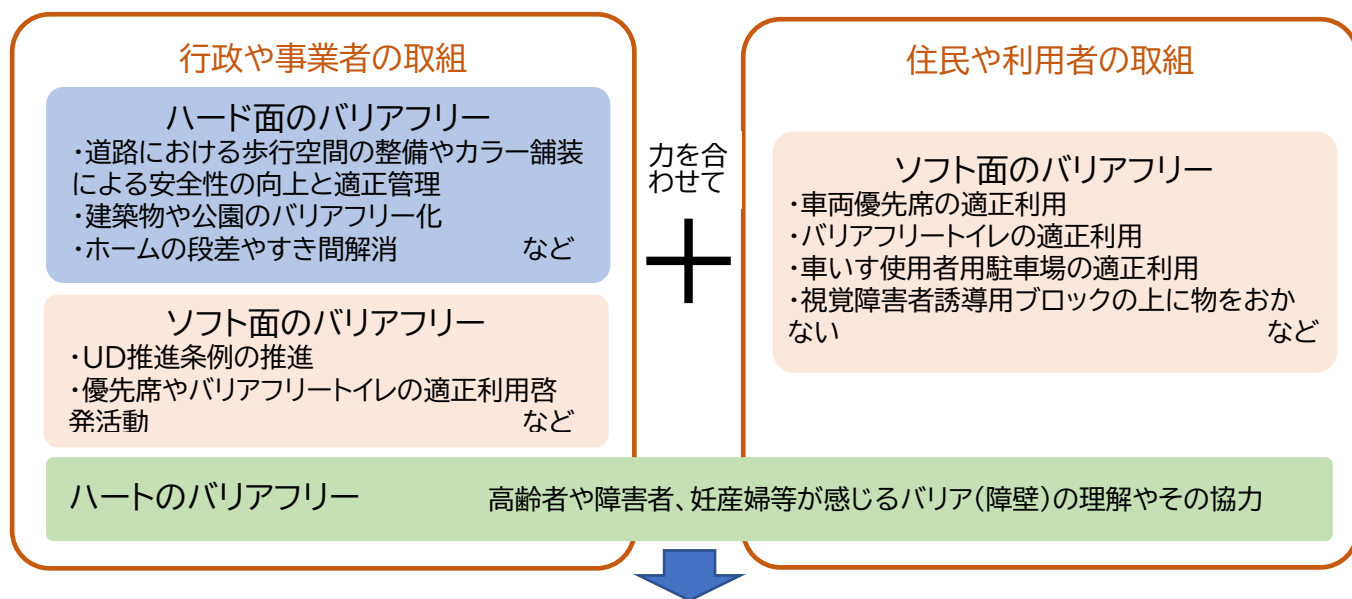


IV UD 推進計画の推進と展開について

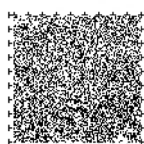
1 取組の方向性

「市民だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望をもって生きられるユニバーサルデザインのまち」を実現するためには、ユニバーサルデザインの考え方をモノやまち等のハード面だけでなく、人の意識や情報等のバリアフリー化をより一層進めていく必要があります。

そのためには、高齢者や障害者をはじめ、市民一人ひとりがユニバーサルデザインの視点で街を評価し、段階的かつ継続的に改善を加えながら取り組みを推進することが大切です。



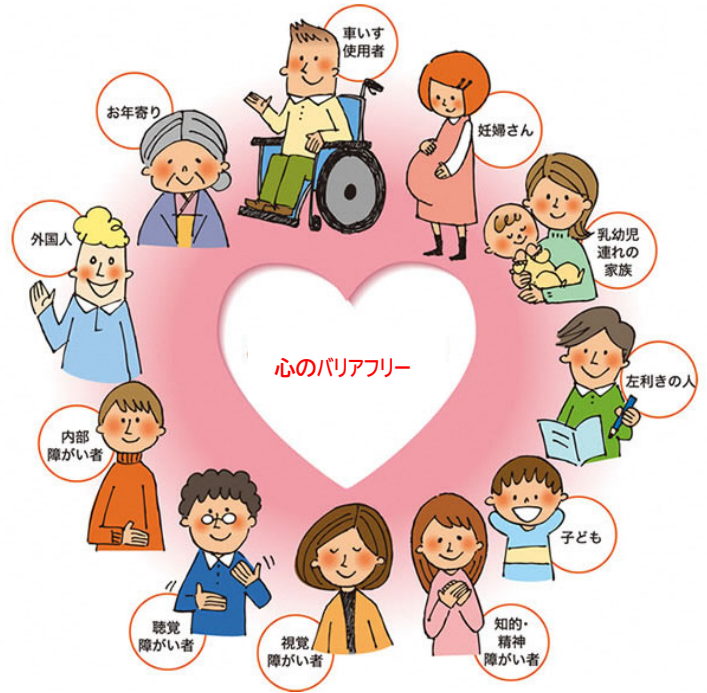
「だれもが自らの意思で自由に行動し、人生を楽しみながら希望をもって暮らせるまち日野」の実現



2 心のバリアフリー

高齢者や障害者にとって、生活するうえでの様々なバリア(障壁)があることを理解し、そのバリアを解消するために積極的に協力する“心のバリアフリー”を同時に推進することが大切です。

これまで実施してきた取り組みを継続しつつ、市の取り組みだけではなく、各特定事業者においても従業員教育等を通じた心のバリアフリーの推進について協力を得ながら、ハード・ソフト・ハートが一体となったまちづくりを進めます。

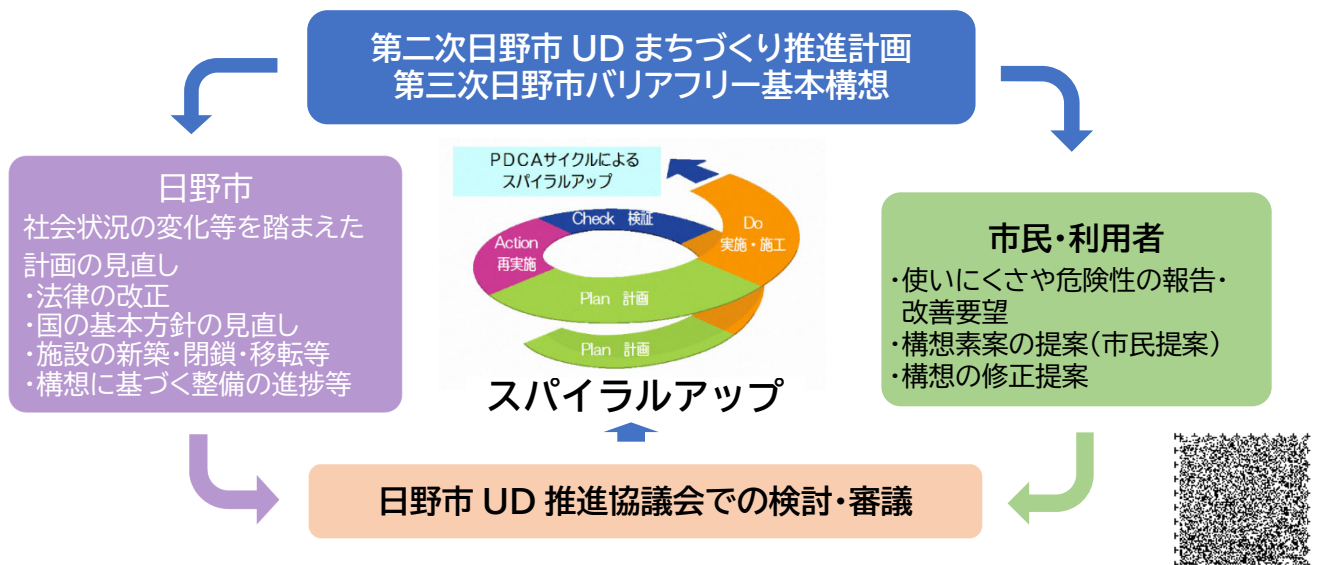


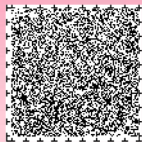
3 UD 推進計画の継続的な発展(スパイラルアップ)

全ての人の移動や施設の利用が円滑に行われるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、具体的な施策や措置を当事者参加のもとで検証し、その結果に基づいて計画を見直し、新たな施策や措置を講じることで、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が重要です。と同時に、市民一人ひとりに障害者等多様な人々への「理解と協力(心のバリアフリー)」を深めていただくことによって、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

なお、評価・見直しは、「日野市 UD 推進協議会」の意見を聞くとともに、移動に制約のある障害者をはじめ広く市民の意見を聞きながら実施するものとします。

その一環として、市ホームページをはじめ、広報、チラシなどを活用して、公共施設や民間施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組に関する情報を案内するとともに、障害者や高齢者、子育て世代、子ども等の利用者が、日常生活を通じて感じている「使いにくさ」や「改善要望」等に関しては、都市計画課が窓口となって、担当課や施設管理者につなぐことで改善を行います。





みなさまのご理解とご協力をお願いします

～思いやりの心を大切に～

一般の駐車場を利用できる方は、そちらを利用しましょう

障害者等用駐車場を必要としている方が駐車できないことがあります。必要のない方は、障害者等用駐車場の利用はやめましょう。



妊産婦や子ども連れの人に配慮しましょう

妊産婦や小さな子ども連れの人を見かけたら、席を譲る、ドアを開ける、階段などでベビーカーを持ってあげるなどの配慮をしましょう。



一般トイレを利用できる方は、そちらを利用しましょう

車いす使用者は、バリアフリートイレのような広いスペースが必要です。一般のトイレを利用できる方は、バリアフリートイレの利用はやめましょう。



点字ブロックの上に物を置かないでください

歩道に設置した点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）は、目の不自由な方の安全な歩行を手助けするためのものです。点字ブロックの上に自転車や看板などを置かないでください。



お互いに支え合える社会にしていきましょう

車いすを利用している方や、お年寄りで体の自由がきかない方などが手助けを必要としている様子を見かけたら、一声声をかけてあげましょう。



バリアフリー化のための工事へのご理解をお願いします

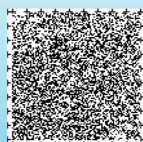
バリアフリー整備を行うにあたって、皆さんの近所でも道路などの工事が行われ、一時的にご迷惑をおかけする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ

日野市まちづくり部都市計画課交通政策係

〒191-0016 東京都日野市神明1丁目12-1
TEL:042-514-8369 FAX:042-581-2516



※本冊子の内容はホームページでもご覧いただくことができます。
日野市公式ホームページ【ホームページID:1019638】
<https://www.city.hino.lg.jp>